# 令和８年度　第２回大和市入札監視委員会　会議要旨

１．日　　時　令和８年１０月２７日（火）　１０時００分～１１時４５分
２．場　　所　大和市役所 本庁舎５階　第６会議室
３．出席状況　委　員３名
　　事務局９名
４．会議次第
（冒頭、総務部長ごあいさつ）
１　委員長選出
２　委員長ごあいさつ
３　議題
（１）入札状況について（報告）
（２）入札参加停止業者について（報告）
（３）抽出事案の審議について
４　答申について
５　その他

【会議内容】
（冒頭、総務部長ごあいさつ）
１　委員長選出
２　委員長ごあいさつ
３　議題
（１）入札状況について（報告）
事務局から工事、コンサル、一般委託、賃貸借及び物品ごとの発注件数を説明
（２）入札参加停止業者について（報告）
現在の入札参加停止業者の内容について説明
（３）抽出事案の審議について

---

## １．若葉保育園中規模改修工事内装・外構工事（建築）<br>令和８年度舗装修繕工事（その１）

---

**【抽出理由】**

最低価格を上回っている入札参加者のうち無効となっている者がいるのは何故でしょうか。

**【回答】**

若葉保育園中規模改修工事内装・外構工事（建築）は、老朽化した保育園の内装改修および外構改修と、それに伴う給排水衛生設備の撤去改修、空調設備の新設、給湯器更新等を行うものです。

令和８年度舗装修繕工事（その１）は、舗装修繕計画に基づき舗装損傷部分の修繕を行うものです。

無効となった２件は、いずれも入札時にご提出いただく工事費内訳書に不備があったことによるものです。

公告時に添付している一般競争参加者説明書にて、工事費内訳書の内容に不備がある場合や所定の書式以外を使用した場合は無効となる旨を記載しております。

若葉保育園中規模改修工事内装・外構工事（建築）については、工事費内訳書に記載された工事件名に誤記がありました。令和８年度舗装修繕工事（その１）については、本市が指定したものとは異なる様式で提出がありました。

内訳書に今回のような不備があった場合、その内容を市が類推して有効と認めてしまうと、適正な書類を提出した事業者との間で不公平が生じることになります。従いまして、入札参加者間の公平性を確保するという観点から、内訳書に不備が確認された場合には、応札価格が最低制限価格を上回っているかどうかにかかわらず、その入札を無効として取り扱っております。

**【質疑】**

委　員：このようなことは多々あることなのか。

事務局：まれに起きている。

委　員：どのくらいの不備のレベルが無効となるのか。

事務局：公告時の件名と完全に一致していないと無効となる。また、会社名に誤記があった場合も無効となる。

## ２．令和８年度北部浄化センター消防設備補修

**【抽出理由】**

最低制限価格を下回る業者が４社中２社で、しかも、最も低い金額で入れた業者は、最低制限価格を約３２％下回る金額で入札していますが、最低制限価格は適正であったといえるでしょうか。

**【回答】**

本案件は、消防設備点検結果を受けて、北部浄化センター第一汚泥棟の自動火災報知設備の交換補修を行い、機能維持を図るものです。

本市における工事の条件付一般競争入札では、不当な低価格による受注を防ぎ、工事の品質や安全性を確保する目的で、最低制限価格を設定しております。最低制限価格は、国の中央公契連モデルの設定率を採用した「大和市工事請負の入札に係る最低制限価格設定要領」に基づき、適正に算出しています。設計書の作成にあたっては、６者から参考見積書を取得（２者辞退）し、公共建築工事共通費積算基準（令和８年改定）（国営積第１５号）等に基づいて設計を行っております。

今回、最低制限価格を極端に下回る応札がありましたが、当該応札者は本市の工事の入札に今年度から参加をしてきていることから、本市の積算基準の理解が十分ではなかったため、このような結果になったものと推測しております

**【質疑】**

特になし

## ３．令和８年度北部浄化センター汚泥処理ポンプ設備補修

**【抽出理由】**

落札者以外の入札参加者の応札価格がいずれも予定価格を上回っていますが、予定価格の設定に問題はないでしょうか。

**【回答】**

北部浄化センターは、本市の北部地区（中央林間、つきみ野及び下鶴間地区）を受け持つ下水処理場です。下水処理の過程は、「水処理」と「汚泥処理」に分けられますが、本補修対象の設備は、「汚泥処理」に使用する設備となります。本補修にてポンプの部品交換整備及び配管に接続された弁類の交換整備等を行い、機能維持を図るものです。

本補修で使用する設備の交換部品等は、公的単価がないため、落札業者を含む機械器具設置業者の３者へ見積依頼をし、提出された見積りの最低価格を参考に「下水道設計用標準歩掛表」に記載されている所定の率を適用して諸経費を計算し、設計金額を算出しております。

設計金額については、入札に参加した業者の部品購入先、労務費及び諸経費の算出方法等により入札額との間に差が生じますが、本案件の落札者は、同等品の検討を含めた機器の選定能力が高く、部品を安く調達できる購入先を確保できたことから、他者と比較して低い入札価格での応札が可能となったものと推測しております。

**【質疑】**

委　員：落札業者は、前から落札している業者か。

事務局：そのとおりである。

委　員：落札業者は、他者と比較して安い入札価格であったが、当該業者の機器の選定能力が高かったということなのか。

事務局：安く調達できる購入先の確保や、仕様書の中で機器については、同等品を可としているため、同じ性能を持つ安価な機器を選定する能力が高かったと推測している。

事務局：本案件は、施設の特殊性というものが非常に影響している。当該施設は下水処理場であり、下水を圧送するためのポンプがたくさん使われている。今回の補修対象であるポンプもまた下水を圧送するためのものであり、その用途自体が特殊性のあるものと言える。なお、工事が完了したあとの検査においては、品質、施工管理等、問題なく施工していただいていることを確認しており、落札額が安いからといって、低品質であるということではない。

委　員：同等品の基準はあるのか。

事務局：本案件の場合における同等品の取扱いとしては、ポンプの出力に関する数値を設けている。多種多様なメーカーがあるため、今回はポンプの出力を満たしていれば、同等品として扱っている。

---

## ４．北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為）設計・建設工事
## 北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為）維持管理・運営業務委託

---

**【抽出理由】**

契約金額が極めて高額ですが、入札参加者は何社いたのでしょうか。また、内容ごとに分割するなどできないのでしょうか。

**【回答】**

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業は、老朽化した北部浄化センター汚泥焼却施設の更新検討を踏まえ、更なる温室効果ガスの削減のため消化工程を導入するとともに、発生汚泥の有効利用を目的としています。また、より一層の効果を得るため、水処理を含めた北部浄化センター全体での維持管理・運営を行うものです。

なお、設計・建設工事については、当該施設の更新に基づく汚泥有効利用施設の設計・建設工事に関わる契約内容となり、維持管理・運営業務委託については、施設の運転管理や保守点検、小規模修繕などの多様な業務を一つにまとめ、複数年契約で民間事業者に委託する包括的民間委託として契約したものとなります。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業については、一般競争入札ではなく、事業者特有の技術を求めることとして、価格面だけでなく、事業者の企画力・専門性・技術力などを総合的に評価する公募型プロポーザル方式によりプレゼンテーションを行い、３グループの参加がありました。その結果、最優秀受注候補者となった神鋼環境ソリューション・佐藤工業建設共同企業体と随意契約６号にて契約決定したものとなります。

内容ごとに分割せず一括して発注した理由としましては、施設建設のみならず包括的な管理と運営を行わせることで効率的な維持管理が図られるＤＢＯ（Design-Build-Operate）方式を採用したことによります。

なお、包括的民間委託の導入については、国土交通省にて推進の通達が発出されており、性能発注方式であること、複数年契約であることを基本的な要素とし、下水処理場の運転、保守点検に加え、清掃、建物管理等、ユーティリティ（電気、水道、薬品など）の調達、あるいは補修などの業務を含めることが一般的であるとされていることから、新施設の有効活用も考慮し、２５年間の契約期間としております。

**【質疑】**

委　員：初めてプロポーザル方式というものを知ったが、これまでも行われているものなのか。

事務局：プロポーザル方式は従前から行われているものである。これは、地方自治法で認められている９つの随意契約のうち、随意契約６号の相手方を決めるための前段のプロセスとして、プロポーザルの参加者に提案をしていただき、価格のみならず、提案内容等、総合的に評価をし、優先交渉相手を決めるものである。

委　員：前からあったやり方なのか。
事務局：おっしゃるとおりである。
委　員：プロポーザルの結果は公表されないのか。
事務局：ホームページで公開されている。
委　員：プロポーザルの参加者は公表されているのか。
事務局：プロポーザルの結果、最優秀受注候補者はホームページで公開されているが、それ以外の参加者名は公開されていない。
委　員：公平、公正の証として参加者名は公表するべきだと思う。複数者の参加があり、その中でこの業者を選んだという公平性を視覚的にもわかるよう、公表は必要だと思う。また、公表されていないと、市民がチェックをしたくてもできないのではないか。
事務局：委員のおっしゃるとおり、何者が参加をして、どのような競争が行われたのかをオープンにしたいところではあるが、プロポーザルというものは、随意契約６号の交渉権者を決めるプロセスとなるため、最優秀受注候補者名のみを公開している。もちろん、どこが参加をしたのか等の情報について、市民の皆様がお求めになれば、公開することとなっている。
委　員：選定の基準は公開されているのか。また、どのような選定基準なのか。
事務局：この場では、詳しい選定基準は申し上げられないが、公開はされている。
委　員：高額であるが、支払方法はどのようになるのか。
事務局：分割払いである。
委　員：２５年間、整備等も含めて、当該業者が行うのか。
事務局：この事業については、大きく２本の契約に分かれている。一つは、施設の設計と工事を行う契約、もう一つは、工事が終わったあとの施設の維持管理と運営を行う契約となっており、すべてを当該業者が頭となり行ってもらうものである。
委　員：様々な工事が発生すると思うが、当該業者から下請けに出すということか。
事務局：そのとおりである。
委　員：下請け業者も、市で管理をするのか。また、下請け業者のしばり等はあるのか。
事務局：工事を始めるにあたっては、業者から施工計画書というものを出してもらう。その中に、施工体系図というものがあり、受注者が頭となり、その下に紐づく下請け業者が示され、その下請け業者がどのような内容の工事をするのかを、工事担当課のほうで確認している。完成した折には、完成図書を出してもらうが、その中でも実際に施工した業者名を明示してもらっている。また、下請け業者の選定としては、建設業許可を持っているかどうかが一つの基準となっている。
委　員：下請け業者も含めて、市で把握をしているということか。
事務局：そのとおりである。

## ５．若葉保育園中規模改修工事内装・外構工事監理業務委託

**【抽出理由】**

業者選定理由によると、実施設計受注業者と監理業務履行業者は必ず同一となると思われますが、実施設計と監理業務を一体とした入札は行わないのでしょうか。

**【回答】**

若葉保育園中規模改修工事内装・外構工事監理業務委託は、老朽化した保育園の内装改修および外構改修と、それに伴う給排水衛生設備の撤去改修、空調設備の新設、給湯器更新、電気設備の改修に係る工事の監理業務を行うものです。

若葉保育園の中規模改修工事における内装・外構工事は、令和６年度に設計を委託し、令和８年度に工事とそれに伴う監理の委託を実施しています。

設計と監理は委託内容が異なり、工事の契約締結に合わせ監理業務を開始させる必要があり契約期間も異なることから、別の契約となりました。

なお、設計業者に監理業務を委託することで、工事の受注者へ設計内容を正確に伝えることができ、業務の一貫性と効率性を確保しながら適切な品質管理と円滑な施工確認を行うことができます。

**【質疑】**

委　員：設計業務の業者と監理業務の業者が別々であることは、現実的に可能なのか。

事務局：できるかできないかで申し上げると、できるという答えになる。ただし、図面を描いた方と、工事をする際にそれを説明する方が異なることになる。設計内容を熟知し、コンセプト等、引継ぎをした上で工事を監督することになるため、その間の時間が必要となり、またコストもかかってくるため、現実的ではないと捉えている。

委　員：一つの契約にはできないのか。

事務局：実施設計の図面をもとに最終的には、市が公共工事の設計として監修して仕上げる。その設計をもとに工事の業者が積算を行い、そのあと工事の入札が行われるため、工事の積算をする間は空白ができてしまう。よって、一度そこで設計業者との契約は区切らざるを得ない仕組みとなっている。

---

## ６．南部共同調理場給気ファンダクト清掃点検業務委託
## ３共同調理場排気設備清掃点検業務委託

---

**【抽出理由】**

いずれも共同調理場排気設備清掃点検業務委託であり、競業する業者が相当数存在すると思われるところ、１社のみ、かつ、同じ業者が入札し落札しており、競争が働いていないように思われますが、何か事情があったのでしょうか。

**【回答】**

３共同調理場排気設備清掃点検業務委託は、北部・中部・南部調理場の排気設備（ダクト等）について、清掃及び点検を行うものです。清掃については、労働安全衛生法の規定に基づき定められている事務所衛生基準規則により「六月以内ごとに一回、定期に、統一的に」行うことが義務付けられております。

南部共同調理場給気ファンダクト清掃点検業務委託は、北部・中部・南部調理場の給気ダクトを順次点検・清掃するものです。№72の案件が毎年３つの調理場の実施であるのに対して、本案件は、給気ファンダクトの汚れの程度を考慮し３年に１度の頻度で、北部・中部・南部について順番に実施しております。また、これとは別にフィルターの清掃は毎年実施しております。

清掃のうち、ダクト清掃は、６０センチ四方のダクトに入っていき、ほふく前進の状態で油の清掃をしていただくものとなります。閉所・一方通行・１０ｍくらいの高所作業となるため、業務の難易度、環境を勘案して入札への参加意欲に影響が出やすい、もしくは見積金額が高額になる傾向があると認識しております。

３共同調理場排気設備清掃点検業務委託は、ダクトだけでなくルーフファンやグリスフィルターの清掃なども業務に含まれておりますが、ダクト清掃が入札参加を見合わせる大きな要因の一つとなっていると考えられます。

また、南部共同調理場給気ファンダクト清掃点検業務委託については、調理場の稼働期間ではない夏季休業期間中に実施する必要があるため、他自治体や他施設、施設内の他の点検清掃業務等との日程的な競合が生じ、実施可能な事業者がさらに限られる状況となっております。

**【質疑】**

特になし

## ７．令和８年度中学校トイレ清掃業務委託

**【抽出理由】**

トイレ清掃業務であり、競業する業者が相当数存在するものと思われるところ、なぜ、再度の入札に付するも落札者がなかったのか、何か事情は考えられますか。

**【回答】**

本案件は、市内中学校９校のトイレ（外トイレ含む）の清掃業務です。夏休み期間中に清掃作業を１回、春休み期間中にオゾン水洗浄作業を１回、合計２回の作業を行います。

本案件については、大和市内の業者であることを入札参加資格要件に付しており、公告時点で参加資格のある業者が１４者ありましたが、実際に入札参加したのは２者でした。再度の入札においても落札者がなかった理由といたしましては、予定価格を設定した時点よりも、入札時点で資材費や人件費等の上昇、事業者の受注環境の変化などにより設計金額が上がってしまっていることが推測されます。

**【質疑】**

委　員：落札者がなかったのは、参加者の受注意欲に影響があったためだと思うが、その一因として、昨今の物価高や賃金上昇も影響していると思われる。設計金額を決めたときと実際に入札を行うときで、どのくらいのタイムラグがあるのか。また、上昇分を勘案して設計金額を決めている仕組みなのか。

事務局：本案件の場合、４月頃に徴取した参考見積をもとに設計金額を決定し、６月頃に入札公告を行っている。その間、１か月以上のタイムラグがあり、結果として、物価や人件費の上昇により当該入札は不調に終わった。

## ８．令和８年度資産管理システム構築委託

**【抽出理由】**

随意契約の場合の価格の適正性確保をどのように担保しているか伺いたい。

**【回答】**

資産管理システムは、職員が使用するパソコンからの情報漏えい等のセキュリティ事故を防ぐための監視制御システムであり、パソコン操作ログの保存、パソコンでのＵＳＢメモリの使用を不可能にする一括設定、セキュリティ更新プログラムの一斉配信などの機能を備えております。当該システムが稼働するサーバが使用開始及び法定耐用年数の５年を迎え更改時期となることから、新たなシステム構築を実施するものです。

今回の更改においては、現在の庁内ネットワークシステム管理運用事業者である当該業者が、本市と当該業者とで選定した資産管理システム「System Support No.1（通称：SS1)」を用いて構築し、システム運用も当該業者に任せることが最適だと判断しました。

構築費用においても、価格の適正性確保の観点から、他者の価格と比較をした結果、SS1に置き換えた方が安くなるため、当該業者に構築を任せる後押しとなりました。また、庁内ネットワークシステム運用で使用する既設サーバを活用する（SS1用の領域をサーバ内に新たに設ける）ことで、資産管理システム用のサーバを別途購入しなくても済むため、コストが抑えられるという点においても大きな効果が得られます。

**【質疑】**

特になし

## ９．令和８年度ごみ処理施設点検整備委託

**【抽出理由】**

高額の案件で、随意契約となっているので、価格が適正かどのように担保されているのか伺いたい。

**【回答】**

本案件は、電気事業法に基づき、本市のごみ処理施設である環境管理センターの発電用ボイラー設備の定期的な検査を行うほか、清掃、点検、整備を実施するものです。

本案件の対象施設である環境管理センターにおいては、当該業者により設計・施工され、独自の技術に基づく構造及び機能を有しているため、点検整備をするにあたっては、施設の構造及び運転制御の技術上の問題から当該業者以外の履行が不可能となっております。

本案件は委託料の大部分が労務費です。環境管理センターが策定した積算要領に基づき、神奈川県県土整備局が毎年公表する公共工事設計労務単価を採用して労務費を算定しており、市場実勢を反映した単価を用いることで、恣意的な価格設定が入り込まない仕組みとなっております。

さらに、積算内容については、工種ごとの数量・単価・金額を細目にわたって明示した内訳書を作成・確認しており、費用の根拠を個別に検証できる体制を整えております。

このことから、随意契約においても価格の適正性は十分に担保されているものと考えております。

**【質疑】**

特になし

## １０．令和８年度在宅重度障がい者紙おむつ支給事業業務委託（単価契約）

**【抽出理由】**

紙おむつ支給事業業務委託であり、相当数の業者が存在すると思われるところ、１社のみの入札ですが、どのような入札の条件が付されていたのでしょうか。その条件は、相当であったのでしょうか。

**【回答】**

本案件は、排泄行為に支障があり、常時紙おむつが必要な６５歳未満の在宅の重度障がい者に紙おむつを支給する事業です。この事業は、１年度内に３回（７月・１０月・２月）に分けて紙おむつを支給することとしており、対象者の自宅に配送し、受取書を受領するまでの一連の業務を委託しております。

本案件は、紙おむつを市内対象者約８０名に対して、年間約５００枚の紙おむつを年３回に分けて配送することが主であることから、「介護・福祉サービス提供業務」又は「その他の業務請負等委託」の業種を登録している業者で、かつ過去３年間の当該業種における業務実績を求める条件を付しました。地域区分については設定していないため、全国から入札参加が可能ですが、本市域での紙おむつの配送が主たる業務であることにより、現実的に遠方の事業者の参入は困難となり、地域的な有利性で相模原に営業所がある当該業者１者のみの入札になったと思われます。

**【質疑】**

委　員：障がい者の方に紙おむつを配布するというものは、民間でも同じようなことを行ってはいないのか。民間では行っていないため、今回、入札参加者が１者だけだったのか。

事務局：一般的な紙おむつの配送は、民間でも行っている。本案件については、障がい者の方への紙おむつの支給ということで、市が担っている。

委　員：世の中でも、高齢者の方などに対して同じような事業はたくさんやっていると思うが、なぜ入札参加者が１者だけだったのかが疑問である。

事務局：本案件の配布先は８０名ということで、人数も少なく、巡回するメリット等も考えると、入札参加者も限られてくると考えられる。

委　員：例えば、スーパーで買い物をしたときに運んでもらえるようなサービスがあるが、当該事業は、そのような一般の配達業者ではなく、「介護・福祉サービス提供業務」や「その他の業務請負等委託」の業種を登録している業者でないと、配達に支障が出るものなのか。

事務局：当該業務は、届けるだけの業務で終わりというものではなく、交換対応や苦情対応、土日のサービスにも対応しているため、そのような業種に登録している業者であることが必要であると捉えている。

---

## １１．令和8年度街路樹等管理委託（中部地区・単価契約・債務負担行為）
## 令和8年度街路樹等管理委託（北東地区・単価契約・債務負担行為）
## 令和8年度街路樹等管理委託（北西地区・単価契約・債務負担行為）

---

**【抽出理由】**

入札参加者の応札価格に大きなばらつきがあり、いずれも落札率が低くなっていますが、考えられる理由は何でしょうか。

**【回答】**

本案件は、街路樹の剪定等を行い、倒伏や落枝の防止、道路機能の確保、美観維持等を図るものです。

本案件の設計に用いている神奈川県の積算基準と単価は公表されているほか、市独自の見積単価についても入札時に公開しているため、事業者は設計価格を正確に算定できるものとなっております。一方、最低制限価格制度は、契約内容に適合した履行を確保するため、特に必要がある場合に設定することができる制度であり、業務の性質や履行確保の必要性等を勘案し、適用しているもので、本業務はその対象外と考えております。そのため、応札価格は各事業者が仕様書の内容や過去の落札結果を考慮して決めており、これに市が直接関与することはできません。

応札価格のばらつきは、事業者の受注意欲、経営方針、組織体制等により競争原理が働き生じるものであり、特に本件は、剪定等を行う職人の技能や資機材の性能により業務効率が大きく変わるほか、昨今、職人の確保が難しいことや物価高の影響から、自前の人員や資機材の量と質の差が一因として応札金額に現れていると考えられます。

なお、開札後、落札率が８０％を下回る際には、落札業者に聞き取り、仕様内容や積算に見落としがないことや理解に齟齬がないことを確認してから契約決定としております。本案件は、結果として著しく低い落札率での決定となりました。

**【質疑】**

特になし

## １２．電話案内（催告）業務委託（債務負担行為）

**【抽出理由】**

最低制限価格を下回る業者が６社中３社ですが、最低制限価格は適正であったといえるでしょうか。無効となっている事業者が多いので、予定価格と最低制限価格の設定が適切であったか確認したい。

**【回答】**

本案件は、早期の税収確保と今後の滞納の未然防止を図るため、市税、国民健康保険税の未納者に対する初期対応として、電話による納税の案内等を業務委託するものです。

本案件については、４者から徴取した参考見積のうち、最も安価だったものを予定価格としております。また、最低制限価格の設定については、「大和市一般委託業務契約における最低制限価格取扱要領」により、継続的に人員配置が必要な請負契約で低価格により適正な業務の実施が困難となることが懸念される業務においては、予定価格の８０％を最低制限価格として定めることとしており、本案件もこの要件に該当する業務であるため、要領に則り最低制限価格を設定いたしました。

予定価格の設定については、参考見積のうち、最も安価な金額を採用しておりますが、これは、我々地方公共団体に求められている「最少の経費で最大の効果を挙げる」という意味においても、市にとって最も有利な金額を予定価格に採用することは適切であると捉えております。その予定価格に対して、市で定めた一定の率（８０％）を掛けることにより算出された最低制限価格も、また適切であると認識しております。

なお、無効となった業者が多かったことについてですが、今回、最低制限価格を下回り、無効となった入札が３者ありました。本案件は人件費が主でありますが、適正に確保されるべき賃金は、関係法令に基づき適正な労使契約がなされることを前提としており、人件費以外で競争がなされていると判断しております。人件費以外の積算や入札額は各者の判断によるため、この結果を予測することは困難であったと考えております。

**【質疑】**

委　員：本案件の入札において、場所的な要件はどのようなものだったのか。

事務局：地域区分は設定しておらず、全国で入札を行った。

委　員：見積りを４者から徴取したということだが、それらの業者は入札に参加しているのか。

事務局：４者とも参加をしている。なお、そのうち２者が最低制限価格を下回り、無効となっている。

委　員：最低制限価格を下回ると無効であることは、公表されているのか。

事務局：入札の参加要件にて公表している。

## １３．令和８年度市立中学校普通教室用プロジェクタ等備品

**【抽出理由】**

入札参加者が１社しかいないようなので所在地要件を緩やかにしても良いように思われましたが、準市内としなければならない理由があるのでしょうか。

**【回答】**

国のＧＩＧＡスクール構想に基づき令和２年度より整備している大型提示装置のうち、中学校に整備しているプロジェクタ等一式です。

今回は、国が令和８年度から中学校３５人学級の実施を行うこととしたことから、それに伴う学級増対応として実施したものです。

条件付一般競争入札の入札参加資格要件につきましては、入札に参加できる業者の所在地の範囲を条件付けする項目として「地域区分」があります。

また、本件に入札参加するために必要な営業種目は「情報処理用機材」となります。当該種目にて入札参加資格を有し、これまでに入札参加実績のある市内業者に参考見積りを依頼したところ、各業者から辞退の申し出があり見積書の徴取ができませんでした。

そのため、見積書を徴取する業者の地域区分を拡大し、これまでに「情報処理用機材」やシステム構築や保守など情報処理分野の入札実績のある準市内業者（本社が大和市以外にあり、支店や営業所が大和市内にある業者）及び県外業者に依頼したところ、それぞれの業者から見積書の提出があり、地域区分を拡大することで競争性が確保できることが確認できたことから、地域区分の設定を「なし」として、最大限の範囲で入札を行いました。

その結果としまして、準市内業者の入札参加があり、当該業者が落札したものとなります。

**【質疑】**

委　員：入札参加者が１者であるが、特殊な機材なのか。

事務局：本案件のプロジェクタは、一般的な箱型のものではなく、黒板の上の壁面に投射器のようなものを取り付けて、短焦点にて投影するような機器であり、また電子黒板の代わりになるような機能も備えたものとなるため、プロジェクタの中では特殊性のあるものとなる。なお、市内業者８者に参考見積依頼をしたところ、見積もりをいただけなかったという実態である。

委　員：見積もりをいただけなかったということは、取り扱いがないということなのか。

事務局：おっしゃるとおり取り扱いがないという理由であったり、仕様書で求めている必要台数を確保して入札に望むことが難しいといった理由があったのではないかと思われる。

委　員：販売店があまりないのか。一般企業等でも使っているようなものだと思われるが。

事務局：ビジネスシーンでも使われているのかもしれないが、そこに卸している業者が必ずしも本市にご登録いただいている業者であるとは限らない。本案件においては、市内業者の中で、あまり得意なものではなかったと考えられる。

4　答申について

事務局から、答申について事務連絡

5　その他

事務局から、次回の日程等について案内を行った

以上

令和８年１０月２７日

大和市長　古谷田　力　殿

大和市入札監視委員会
委員長　　鞠山　尚子

「入札等事務の運用状況等（令和８年６月１日から令和８年８月３１日契約分）」について（答申）

令和８年１０月２７日付で、大和市入札監視委員会に対して諮問された「入札等事務の運用状況等（令和８年６月１日から令和８年８月３１日契約分）」について、本委員会は透明性、公平性及び競争性の高い入札・契約制度を実現するために、中立・公平な第三者機関としての立場で入札制度並びにその適正な運用に関して客観的な調査及び審議を行いました。その結果、適正に入札が執行されていることを確認いたしました。

その中で、価格面だけでなく事業者の企画力・専門性・技術力などを総合的に評価する、公募型プロポーザル方式による契約について述べます。地方公共団体の契約は、一般競争入札によることが原則とされており、公平性、公正性、透明性を確保した上で、経済性を最も重視した方法を基本としています。一方、価格競争のみに拠らず、民間事業者からの創意工夫や技術提案を求めるプロポーザル方式も認められています。プロポーザル方式は、随意契約６号を前提とした受注候補者を選定するものですが、今回の事案においては、仕様書に基づく価格競争よりも、最新技術を活用しながら社会的な要請に応えていくための最適な手法を選択する必要があることから、プロポーザル方式を選択したことは適正な選択であったと考えます。地方公共団体が実施する行政サービスは多種多様であることから、引き続き、実施したい事業内容をよく精査しながら、適宜、このような手法を適切に選択し、市民サービスの充実が図られるよう努めてください。

今後とも、入札等事務の適正な運営及び透明性の確保に留意していただくことをお願いいたします。